

貸付希望申出書

市町村への提出日を
記入してください。

記載例

平成 年 月 日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
理事長 様
(関係市町村等経由)

〒 1 2 3 - 4 5 6 7

住所 ○○市●●●●2000番地

FAXと携帯電話は、
あれば記入してください。

(ふりがな) ざいだん じろう

氏名 財団 二郎

印

年齢 60 才

電話番号 (086)-000-0000

FAX (086)-***-****

携帯電話 090-****-****

私は、私が所有する次の農用地等の貸し付けを希望しますので、貸付希望
登録者リストに登録をお願いします。

また、貸付を希望する農用地等に関して、以下3の承諾事項については了承
しています。

該当箇所に✓を
いれてください。

1 当該農用地等 裏面のおお

裏面記載の農用地等は、私が所有する全ての農用地等(10a未満の自作地を除く)です。

裏面記載の農用地等の他に、(市町村名) _____ にも所有しています。

※ 上記該当箇所にチェック☑をいれてください。

必ず記入してください。

2 希望内容

農地の貸付に際し、借受者の利用方法等に係る私の意向は次のとおりです。

番号	希望年数	希望賃料(10a当たり)等
1・2	10年	5千円～10千円、物納希望
3	5年	0千円～5千円、物納希望
※利用方法等、具体的な希望があれば記入ください。 (例) 今の形状のまま利用して欲しい。 水田として利用して欲しい。 など		

裏面の該当番号を
記入してください。

物納希望の場合、
○で囲んでください。

3 承諾事項

- (1) 農地中間管理機構(以下「機構」)の農地中間管理事業(以下「機構事業」)による手続きで、機構が当該農用地等の農地中間管理権を取得するまでの間は、貸付希望者が自ら当該農用地等を管理すること。
「借受希望者」が見つからない場合は、機構事業の活用はできないこと。

注：機構は貸付希望登録者リストに登録後、借受者の選定活動による成果で、借受者が見つかった場合以外は、申請者への連絡は行いませんので、ご了承ください。
また、本登録による有効期限は、原則2年です。

- (2) 機構が農用地等を借入した後、2年間を経過してもなお貸付ができる見込みがないと認められるとき、また災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、当該農用地等の返還に応じること。
- (3) 農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、機構は借入しないこと。
- (4) 本申出書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関する機関、団体、個人へ「情報開示」されること。
- (5) 所有者の承諾を得ることなく、当該農用地等を第三者へ転貸すること。
- (6) 金納と物納の併用はできないこと。

(7) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※ 上記(7)には、チェック☑をいれてください。

※ 貸付希望申出書の控えが必要な方は、ご自身で写しをおとりください。

必ず✓をいれてください。

No.	所在地 (大字、字、地番)				現況 地目	面積 (㎡)	利用状況		基盤整備		賦課金の 状況	水利費の状況	抵当権等 の有無
	(市町村名)	(大字)	(字)	(地番)			水田		整備				
1	〇〇市	●●●	□□	100番地	田	5,000	水田	○	整備	○	賦課金の の有無	水利費の有無	抵当権
							露地作物		未整備		(有・無)	(有・無) 単価 1,500円	(有・無)
	登記名義人 財団 二郎							施設作物		計画		賦課金の滞納	水利費の種別
							その他 ()		有り		(有・無)	(川・池・揚水 機等)	(有・無)
2	〇〇市	●●●	□□	101番地	田	4,500	水田	○	整備	○	賦課金の の有無	水利費の有無	抵当権
							露地作物		未整備		(有・無)	(有・無) 単価 1,500円	(有・無)
	登記名義人 財団 二郎							施設作物		計画		賦課金の滞納	水利費の種別
							その他 ()		有り		(有・無)	(川・池・揚水 機等)	(有・無)
3	〇〇市	●●●	□□	102番地	畑	2,500	水田		整備	○	賦課金の の有無	水利費の有無	抵当権
							露地作物	○	未整備		(有・無)	(有・無) 単価 3,000円	(有・無)
	登記名義人 財団 二郎							施設作物		計画		賦課金の滞納	水利費の種別
							その他 ()		有り		(有・無)	(川・池・揚水 機等)	(有・無)
4	〇〇市	●●●	□□	103番地	畑	1,800	水田		整備	○	賦課金の の有無	水利費の有無	抵当権
							露地作物	○	未整備		(有・無)	(有・無)	(有・無)
	登記名義人 財団 二郎							施設作物		計画		賦課金の滞納	水利費の種別
							その他 ()		有り		(有・無)	(川・池・揚水 機等)	(有・無)
5							水田		整備		賦課金の の有無	水利費の有無	抵当権
							露地作物		未整備		(有・無)	(有・無) 単価 円	(有・無)
	登記名義人							施設作物		計画		賦課金の滞納	水利費の種別
							その他 ()		有り		(有・無)	(川・池・揚水 機等)	(有・無)

※ 基盤整備以降の項目については、分かる範囲内でご記入ください。

(注1) 上記の所在地欄は、公的証明書（固定資産税納付通知書、登記済証、登記事項証明書など）に記載してある所在地及び地番を記入してください。

(注2) 利用状況欄及び基盤整備欄には、該当欄に○をつけて下さい。

(注3) 賦課金の状況欄・水利費の状況欄及び抵当権等(抵当権・地役権)の有無の欄は、有り・無しに○を付けて下さい。また、水利費が有りに○をされた方は、水利費の単価を反当たりで記入して下さい。水利費の種別には川、池、揚水等の該当する項目に○を付けて下さい。

(語句の説明)

- ・ 賦課金とは、水利費、区画整理、農業用水利施設の新設、維持、農地の保全を実施する土地改良区が組合員に課す賦課金のこと。
- ・ 抵当権とは、住宅ローンなどでお金を借りたときに、土地をその借金の担保として確保しておくために銀行などが設定する権利のこと。
- ・ 地役権とは、他人の土地を自己の土地の便益に利用することができる権利のこと。代表的なものには、通行地役権、送電線地役権などがあります。